

『京話日報』から見る中華民国北京政府時期の北京旗人社会

阿 部 由美子

はじめに

本論文は中華民国北京政府時期の『京話日報』の記事を通して、辛亥革命後の北京の旗人社会の実態を考察し、旗人をとりまく社会環境を明らかにすると同時に、彼らの主張、関心、自己意識などを明らかにすることを目的としている。旗人とは、清代の軍政・民政一体の組織である八旗に所属した人々である。八旗は八旗滿洲、八旗蒙古、八旗漢軍から成り、滿洲人を核としながらもモンゴル人、漢人、さらにはツングース系諸族や朝鮮人、ムスリムなど多様なエスニックグループを包摂する。その構成員は旗籍に属し、民籍に属する民人（一般漢人）とは区別された。清末民国時期に八旗に所属した人々を指す語としては、滿洲族・滿洲人・滿人・滿族・旗人・旗族などがありそれニュアンスが異なるが、満族は漢族との対比や、五族共和の一つであるなど、他の民族との対比が意識される場面で使用される傾向にあり、旗族は八旗の中の八旗滿洲、八旗蒙古、八旗漢軍が融合したこと

報』などの民国初期の新聞記事では他民族との対比ではなく単独で使用される場合には旗人・旗族の方が多数であり、満洲人・満人・滿族の使用は少数であるため、本論文では主に旗人を使用し、文脈に合わせて満洲人・満人・滿族を使用することとする。

従来、旗人・満洲人研究は、清朝建国期から中期までに集中し近代以降、特に民国期以降の研究は相対的に手薄であった。近代以降の旗人・満洲人が研究者の注目を集めることになった原因としては、革命史観の影響によって、清末の満洲人は腐敗堕落したために革命側に打倒されたものであると認識されたため、また、モンゴル人やチベット人と異なり民族国家樹立のための独立運動を起こすこともなく、日常言語としての民族言語を失った満洲人はすでに漢化したとみなされたためなどが考えられる（2）。民国期以降の研究としては、従来は史料的な制約もあり、刊行資料や公開された檔案に基づく土地制度史研究・経済史研究等が主流であった（3）。また、同時代の旗人の著作は限られているため、従来の研究ではほとんどが回想録や中華人民共和国成立以降に行われた社

会調査などを資料として歴史叙述がなされ、さらに近年では聞き取り調査によるオーラルヒストリー的歴史叙述も行われているが(4)、ある時点から過去を振り返る性質の回想資料や歴史叙述には振り返った時点の政治状況や価値観に左右されてしまうという問題が常に存在していた。そこで筆者は、従来の研究に欠如していた同時代の旗人の視点に基づいた資料を使用して旗人の生活環境や自己意識を解明することを目指し、そのために注目したのが同時代の北京の白話報であった。なかでも『京話日報』は多くの旗人関連記事や旗人自身の投稿を掲載した、旗人を読者対象とした数少ないメディアであった。

『京話日報』は彭翼仲（一八六四—一九二二）によつて一九〇四年に北京で創刊された、民族資本の日刊紙としては北京で最初の新聞で（外國資本も含めた日刊紙としては日本の『順天時報』が一九〇一年創刊で最も早い）、清末には立憲改革や社会改良運動を提唱し、北京の言論界で大きな影響力を持っていた。清末時期の『京話日報』に関してはすでに多くの研究者が注目しているが(5)、一方で、一九二三年まで現存が確認されている『京話日報』の辛亥革命以降の部分に関してはほとんど研究がされていない。これは、一つには民国期以降、新聞メディアの林立により、『京話日報』が北京言論界で相対的に影響力を低下させたため、もう一つには、旗人や清朝遺臣などを読者層にもつ同紙の、清室擁護などに見られる保守的な論調が研究者の関心を集めなかつたためであると考えられる。また、『京話日報』をはじめとする白話報

は、文学研究において京旗小説の発表の場として着目されているが(6)、記事自体を使用して旗人社会を考察した研究は見られない。

本論文では辛亥革命以降の『京話日報』の旗人関連記事を通して中華民国北京政府時期の北京旗人社会の実態を解明し、彼らの主張、関心、自己意識などを明らかにするとともに、従来の民国史研究から見過ごされてきた北京という都市の一側面を照射することを意図している。本論を展開するにあたつて注意しなければならないのが、北京政府時期の旗人社会を存続させた大前提となつた「優待条件」である。優待条件は辛亥革命時に清朝政府と中華民国政府の間で締結されたものであり、筆者はこの優待条件を、清室、皇族、滿蒙回族各族が辛亥革命以降も清代以来の地位と社会構造を存続させることになつた基本的な枠組みであると位置づける。優待条件は清室の地位の保全、八旗の生計を謀ることなどを規定しており、北京政府は優待条件を実行して、一九二四年一月に優待条件が一方的に修正されるまでは、財政が逼迫するなかでも清室優待費と旗餉の支給を継続していた。これは中華民国北京政府が、清朝から中華民国への政権交代の憲讓的性格（平和的政権移譲）を重視し、清朝の版団全てを継承する正統政権としての自身の地位を強調したためであり、孫文をはじめとする革命派が清朝を武力で打倒したことと自己の正統性の根拠としたのとは明確に異なつてゐる(7)。しかし、北京政府は財政状況の悪化により、旗人の生計問題に対しても有効な対策をとることができず、旗人の貧困

化が進んでいくが、旗人の困窮の様子は『京話日報』の記事からも見て取ることができる(8)。

本論文で使用する『京話日報』は全国図書館文献縮微複製中心による影印本(二〇〇六年)全十二巻のうち辛亥革命以降の巻七一巻十二で、時期的には一九一四年三月一日一九二三年四月五日まであるが、欠落も多い。欠落する期間について『群強報』、『順天時報』、『北京日報』などで補足する。以下、年月日のみの記事は『京話日報』からの引用である。

一 『京話日報』と旗人生計

1 首都北京が抱える旗人生計問題

優待条件のうち、満蒙回藏各族優待条件には「まず八旗の生計を謀り、それが成るまでは八旗の兵士の俸餉は從来通り支給する(先籌八旗生計、於未籌定之前 八旗兵弁俸餉、仍旧支放)」という規定があり、北京政府は八旗の貧困問題に対処する必要に迫られた。

清代においては、旗人は兵士になつて軍事を担うことを期待され、農業・商業などに従事することは禁止され、北京や駐防の各都市の満城と呼ばれる区域に集住していた。そのため他の職業の技術・経験に乏しい旗人は転業が容易ではなく、民国以降に生活難から転業を迫られても、多くが人力車夫などの肉体労働者や物売りなどの零細商人になるよりもほかなく、都市の貧困層になつていた(9)。八旗生計問題は北京を首都とする中華民国北京政府にとつて非常に重い課題だつ

た。袁世凱が革命派の影響力の強い南京を避けて北京を首都としたことによって、北京という都市が持つ構造的な問題をも北京政府が清朝から受け継いでいたからである。

北京の人口構成についてみてみると、一九一七年の北京城内の人口八一万一五五六人のうち漢族七〇一七五%、滿族二〇一二五%、回族三%、蒙古族一一二%、藏族千人以下とされており(10)、城内の旗人人口は約二〇万人と推計される。そのうち旗人が多く居住していたのが北京の内城地区である。清代では旗人は北京の内城に居住し、漢人は内城での居住が禁じられ外城に居住していた。時代が下ると漢人と旗人の住み分けは崩れていくが、民国期以降も内城には多くの旗人が居住していた。また北京の西郊には藍靛廠の外火器營、円明園、香山の健鋒營の外三營が設置され旗人が多数居住していた。民国時期の城内と西郊などを合わせた京旗の人口は約六〇万人とされるが(11)、これらの人口の多くが安定した職業や資産を持たない、旗餉に生計を頼つて生活していた人々だつたと考えられる。政府にとつては、旗人の貧困化が進行すれば首都の治安を悪化させる要因にもなりかねず、そのため一九二四年までは旗餉の支給を継続したが、財政難のために旗人への授産などの根本的な貧困対策を行うことはできなかつた。

2 旗餉の支給状況

旗人の最大の関心事は、旗餉の支給時期についてであり、『京話日報』は旗人に旗餉の支給時期を知らせる記事を定期

的に掲載している。次の記事は、前日に掲載した旗餉支給日を訂正するものである。

昨日旗餉の支給日を掲載したが、現在本社が調査したところによると、二十八日（本日）左翼に支給し、明後日（三十日）に右翼に支給するということである。（一朋『京話日報』記者顔一朋）注。このニュースは本来あまり大きな意味はないが、掲載したのは（巡警などで）北京の外で勤務していく旗餉を受給するみなさんは、その時になつて休暇をとつて旗餉を受領しに行くので、煩雑を憚らずに再び掲載した。しかし、昨日の記者の報告が間違つていたのは甚だ遺憾である。幸い本日正確な日にして掲載した。そうでなければ人を騙してしまつところだつた）（再誌旗餉）昨紀旗餉日期 現經本社調査二十八日（今天）開放左翼 後天（三十）開放右翼（一朋按此項新聞 本無多大意味 登出所為在外心差（如巡警等）有餉的老哥們 臨期請假去閏錢糧 故不憚厭煩一再登載 但前日訪員報告錯誤 殊屬非是 幸今日登出准期 否則難避冤人之嫌）（一九一八年九月一八日二四九七号）（傍線は引用者）

旗餉を受領する旗人たちを、親しみを込めて「老哥們」と記しているこの記事は、『京話日報』の読者層が旗人たちであつたことを端的に示している。

八旗の給与体系は複雑で、旗兵の収入は毎月支給される旗餉のほか、馬乾や四季の兵米などから成つていて、馬乾や兵米は民国初年に段階的に停止していったが、旗餉の支給は一

九一九年までは毎月定期的に支給されていた。一九一八年の旗餉の支給時の様子について、『京話日報』の投稿文「嗚呼旗族」は次のように描寫している。

毎月三十、三十一日の旗族の旗餉の支給日になると、街では男女の往来が絶えず、老若の貧者はボロボロの服を着て沿道で食料を買いや求め、空腹を満たそうとしている。その惨状は筆舌に尽くしがたい。……今の旗族の貧しき成れの果てといつたら、すでに息も絶え絶えである。〔余毎見月逢三十三十一両日 旗族餉期 街頭往来 男女 緋縹不絶 老幼貧窶 餉衣百結 沿路購食 以圖奄奄一息〕（張秉権來稿、一九一八年九月一四日二四八四号）

筆者が『京話日報』、『群強報』などで確認したところ、旗餉の支給日は一九一三年に陰曆から陽曆に切り替わつてからは当該月の一〇日、一九一四年二月に遅延が発生して以降は当該月の月末であった。一九一九年三月以降は支給日が翌月にずれ込むようになり、最初、遅延は二、三日程度だったのが、徐々に一週間、十日、半月と拡大していく。一九一九年一二月分の旗餉が支給されたのは一個月近く遅れた一九二〇年一月二六日だった（12）。一九二〇年以降は定期的な支給が不可能になり、三月分が六月の旧曆端午節前によく支給された後は、安直戦争を経て、九月の中秋節前に支給され、その後支給は約四ヶ月にわたつて停止した（13）。旧曆の年末に困窮した旗人數千人が内城の値年旗衙門前に集結して

旗餉の支給を求める事態となり、政府はようやく旗餉の支給を再開した(14)。まさに一九五〇年代の北京市満族調査で旗人の回想が述べる通り旧暦年末、端午節、中秋節などによく支給されるという状況であり、最終的には一九二四年に停止したとされている(15)。旗餉のみならず一九二〇年以降は教員や政府機関の職員の給与未払いが頻発するようになつており、北京政府の財政状況が極めて悪化したことが窺える。一九一〇年代には旗餉が定期支給されていたが、それでも旗人の貧困化はすでに深刻で、特に一九一〇年代後半には旗人の自殺や救済を訴える記事が頻繁に紙面に掲載され、生活状況は極めて悪化していた。その原因を『京話日報』記事から探つてみたい。

3 旗餉の尅扣(ビンハネ)

一九一八年七月に正紅旗満洲に支給された旗餉の内訳によると、受給者数は八四四一人、総額一万二五二八両五厘、元に換算すると一万七四〇〇元である。旗兵の主力である馬甲は一五三四人で、一人あたり二両一錢であった(清代の規定では馬甲は月三両であるが、清末からすでに減額されている)。また、年少の兵士候補である養育兵は二一九五人で、一人当たり一両五錢である。そして、孀婦、孤寡、孤女等の女性への支給が二八三〇人、総額四二七六元七分四厘であった(16)。つまり旗餉受給者数の約三三・五%、総額の二四・五%は身寄りのない女性などへの社会保障であった。また、政府が毎月京旗に支給している旗餉の総額は約四〇万元で

あつた(17)。両を基準としていた旗餉は、辦公費や学校運営費などが差し引かれてから元に換算されて旗人に支給されたが、その過程で官員の私的な尅扣(ビンハネ)も横行していた。『京話日報』では八旗の長年の弊害である尅扣について批判する記事を度々掲載している。尅扣の程度は八旗の二十四衙門(鑲黄旗、正黄旗、正白旗、正紅旗、鑲白旗、鑲红旗、正藍旗、鑲藍旗それぞれの旗に満洲、蒙古、漢軍がある)でそれぞれ異なるが、次の記事は異なる旗の馬甲の旗餉を比較している。

正紅旗漢軍の前月の旗餉は、都統色楞額の指示で馬甲に紙幣二元と銅元六吊四十文が支給されることになつていてが、參領毓章は一人当たり六百四十文尅扣し、紙幣二元と銅元五吊四百文しか支給しなかつた。また、鑲藍旗漢軍の前月の旗餉は、馬甲が紙幣二元と銅元三十七枚しか支給されず、鑲藍旗満洲よりも二吊九百文少なかつた。今月も旗餉の支給日になるが、旗兵の困窮はすでに極まつていて、管轄の都統は鑲藍旗満洲に学んでほしい。「私扣兵餉」正紅漢上月旗餉 奉色都統論 馬甲放票二元 銅元六吊零四十文 該旗參領毓章 每份竟尅扣六百四十文 僅放鈔票二元 銅元五吊四百文 又鑲藍漢上月旗餉 馬甲僅放鈔票二元 銅元三十七枚 比較廂^{マツ}滿馬甲每份少放兩吊九百 本月旗餉又到 旗兵困苦日極懇求該管都統 跟着廂^{マツ}藍滿學學吧(一九一七年一二月二七日二二三六号)

一九一七年一月の正紅旗漢軍の馬甲の旗餉は、本来紙幣二元と銅元六吊四〇文が支給されるはずだったのが、尅扣されて実際に支給されたのは紙幣二元と銅元五吊四〇〇文だった。同じ月の鑲藍旗漢軍の馬甲は紙幣二元と銅元三十七枚、一枚を銅錢一〇〇文とすると、三七〇〇文つまり三吊七〇〇文で、鑲藍旗滿洲はそれより二吊九〇〇文多い紙幣二元と六吊六〇〇文支給されていた。実は鑲藍旗滿洲は、以前は尅扣が横行していたのだが、一九一四年二月に旗人たちが陸軍部に都統秀吉、副都統文璞、瑞啓らの不正を訴え（18）、都統、副都統が全員交代するという事態になり、その後旗務が整頓されたため他の旗よりも多く旗餉が支給されていたのだった。その後、正紅旗漢軍では都統色勤額が旗務の整頓に着手し、一九一八年三月の馬甲の支給額は紙幣二元と六吊七〇〇文まで増加したが、參領毓璋は辦公費を不正に多く徴収してそれを横領するなど不正を続けていたという（19）。鑲藍旗漢軍でも都統王九成が整頓に着手し、一九一八年七月の馬甲の旗餉は紙幣二元と五吊二四〇文まで増加したが、都統の尅扣禁止に反発した官員らが不正に辦公費の徴収を増やしたため、それでもまだ八〇〇文から一吊（一〇〇〇文）尅扣されていたという（20）。

旗餉の尅扣は禁止されており、『京話日報』でも度々旗餉の尅扣を批判する記事を掲載していたが、尅扣がなくなることはなかった。その背景には、八旗衙門の官員の俸給が低水準に抑えられていたことがあり、各旗の參領、佐領や事務を取り仕切る官員たちは旗餉の尅扣によって利益を補填

しようとしていたと考えられる。『京話日報』は八旗官員が未払の俸給の支給を求めたという記事も多数掲載しており、一九一八年一月の記事によると、八旗世爵世職及び現任官員の俸給は去年秋に二割で支給されて以降支給されておらず、各旗で勤務する官員たちは食事にも事欠くありさまざまだったという（21）。彼らは毎月旗人に支給される旗餉のなかから尅扣して利益を得ていたため、たとえ都統が尅扣を禁じても実務を取り仕切る八旗衙門の官員らが抵抗すれば尅扣の根絶は容易ではなかつた。

4 紙幣兌換停止による影響

尅扣とともに旗人を苦しめていたものが、政府の紙幣兌換停止だった。一九一六年五月に政府が現銀の枯渇を防ぐために兌換を停止して以降、中國・交通兩銀行の紙幣価値が下落し、さらに金融混亂によって食料価格が急騰した（22）。ローブなどの先行研究では民国期の旗餉の支給貨幣について、銀貨と銅貨のみを指摘しているが（23）、実際には政府の現銀不足のために紙幣で支給されることの方が多い、旗人側は価値の下落しない現洋（現銀）での支給を求めていた（24）。旗餉を紙幣で受給していた旗人にとって、紙幣価値の下落とインフレは生活を直撃するものだった。紙幣相場は〇・六、〇・五と下落していく、実際に使用する小額通貨の銅貨などに両替すると半分ほどの価値にしかならないという事態になつていた。

我が国の中華・交通兩行はなぜ兌換停止してしまつたの

か。……ただ北京の小民を苦しめるだけである。一圓の紙幣を兩替しても六角ちょっとにしかならない。相場がさらに下落したら二圓で一圓に換える（価値が半分になつてしまふ）ことになるかもしない。さらに苦しいのが旗族の錢糧（旗餉の俗名）だ。尅扣される分を除けば、馬甲一人分で十數吊錢も差が出来ることになり、雜合麵だけ食べても十分ではなく、河や井戸に身投げせずにいられようか。〔我国中交兩行 因何把兌現停止……只苦了北京的小民 空攢着一圓一圓紙幣 換到手也無非六角有零 市價再要往下溜 真許兩塊換一塊 再難受是旗族的錢糧 除去尅扣 一份馬甲 能差十來吊錢 淨吃雜合麵都不够 焉能不投河覓井〕（一九一八年一月二十五日二二六一號）

もともと旗餉の支給額は少なく一月の生活費にはとても足りない程度であつたが、尅扣によつて減少し、さらに紙幣価値下落とインフレの直撃を受けた旗人の旗餉は「十日もまたないだろうに、あとの二十日はどうやつて生活しているのか？」（25）という水準であつたといふ。ちなみに、當時薄給とされた巡警の月給が八元程度であつたが（26）、馬甲の一月の旗餉が二元と六吊程度では、それだけではとても生活していけなかつただろう。

以上のように、北京政府は優待条件の規定に従い旗餉の支給を継続していたにも関わらず、旗人の生活状況は悪化の一途をたどつていた。旗人たちを苦しめていた二つの要因は、一つは八旗内部の尅扣であり、もう一つは政府の兌換停止政

策による紙幣価値の下落である。旗餉を紙幣で支給された旗人にとって、紙幣価値の下落により実質的な価値が半減する時期もあり、インフレによる食料価格の高騰とともに生じた旗人にとって、紙幣価値の下落により実質的な価値が半減する時期もあり、インフレによる食料価格の高騰とともに生活を直撃した。

二 投稿文による旗人の主張と漢人の旗人への視線

1 旗人の自殺をめぐる旗人の主張

前述のように、旗餉は一月の生活に十分な額ではなく、多くの旗人は低収入で不安定な肉体労働に従事したが、労働ができるない老人や女性、病者などは、貧困と絶望から自殺する者も多かつた。『京話日報』は旗人の自殺記事を多数掲載している。その中の一つ、藍靛廠の老人、娘、息子の嫁の三人の入水自殺に対する投稿文から旗人の主張をみてみよう。

一九一八年六月に西郊の藍靛廠に住む正藍旗人の老人（延八、六十余歳）が貧困のため娘と息子の嫁と三人で長春橋から長河に入水自殺した（一九一八年六月二六日二四〇五号）。この自殺の報道に対し、老人一家の事情を知る耘鑿（27）という人物が「記某旗人投河事」という文章を投稿した。この一家は延八、息子、息子の嫁、孫孫娘、嫁いでから出戻ってきた娘という六人世帯で、民国以降収入がなくなり、老人と女性たちは息子と孫たちを生き延びさせるために死を選んだといふ。

嗚呼、三人は貧困のために死を選んでしまつた。……今日の貧困は時勢に迫られたものであり、これを例えると、工人が道具を奪われ、農民が田を奪われた状態であ

る。翁の貧は翁の罪ではない。息子の嫁と娘は死をもつて家の祭祀を存続させようとしたのであり、辱めを受け生きながらえることをよしとしなかつた。その志はどうわけ悲嘆すべきである。〔嗚呼三人因果貧而死也……〕

今日之貧 乃時勢之所驅迫 比之工者奪其器 農者奪其

田 翁之貧非翁之罪也 而其媳与女 審一死存人宗祧 不甘受辱偷生 其志行尤可悲歎也」（一九一八年七月二

五日〔四三三号〕

この投稿に対する『京話日報』主筆で自身も正紅旗蒙古旗人であつた吳梓箴は次のように感想を述べている。

前清が遜位して共和の民国が中華の主となりました。これ

を礼をもつて譲つたというか、強奪したというかは、記者は愚昧なので臆測では言いません。ただ、しばしば

聞かれる旗族の自殺は、多くが前清の官吏や旗餉で生活する兵丁です。これに対して、自立できなくて自殺に及ぶとはなんて意氣地がないのだろうと非難する人がいますが、記者はこれを聞くと真相をわかつておらず、非難しきぎでいると思います。耘塾先生は旗族の延老人と嫁と娘の入水自殺について、旗族の今日の貧困を、工人が道具を奪われ、農民が田を奪われた状態に例えていますが、これでは生存できず、誠に時勢に迫られてのことなのです。どうして自殺する人たちを責められましようか。〔此次前清交國遜位 共和民国入主中華 謂為揖讓耶 謂為強索耶 記者愚昧 不敢臆斷 唯屬聞旗族之自尽以死者 多為前清之曾任官吏 及食餉兼差之兵丁 談

者每詆不能自立 出之於自經溝瀆 何無志乃爾 記者聞之 乃深歎夫言者之未得真相 不免責之太甚矣 滋觀耘

鑿先生所記 旗族延叟及其媳女投河一事 謂旗族今日之貧 比之工者奪其器 農者奪其田 不能生存 誠出於時勢所驅迫 豈可以此為自促其天年者罪〕

吳梓箴は自殺に追い込まれた旗人の境遇に深く同情し、その立場を代弁している（27）。旗人は、漢人からしばしば依存性が強く自立できないとか、自殺をするのは意氣地がないからであると批判を受けていたが、旗人の立場では、「工人が道具を奪われ、農民が田を奪われた状態」、つまり生活の糧を奪われた状態でどのように生活していくべきなのだろうか、ということになる。

2 五族共和の平等をめぐる漢人と旗人の認識の違い

漢人の側は旗人をどのように見ていたのだろうか。『群強報』に掲載された漢人の馬等農の投稿文は次のように記している。馬等農と旗人の友人の会話で、旗人の友人が、「七日以上旗餉が出ておらず、旗人たちはみな政府の失信だと言つてゐる。共和になつたときに清室と旗人への優待条件を定めたではないか。見る間に政府は履行しなくなつてしまつた」と言うと、馬は「中國が共和になり、皇室を優待するのではなく、皇室には譲位の功があり人民を塗炭の苦しみから免れさせたためであり、永遠に存続されてもいいだろう。もし旗人を優待するという一条が永遠に続くなれば、あなたたは五族共和をわかつていいない。もし満族の待遇がずっと存在していた

ら、漢回藏の三族は誰に餉糧（旗餉）をもらひにいければいいのか？」と答えていた（28）。馬は、清室の優待は譲位の功績によるものなので存続してもよいが、旗人が功績もないのに旗餉を受給し続いているのは五族共和の平等に反すると考えていた。彼はなぜか漢回藏三族に蒙を入れていないので、定住民と遊牧民という生活形態の違いから蒙は除外し、定住民の漢回藏と満は同一に扱われるべきと考えていたのかもしれない。当時は戦乱、不景気、天災などで北京は失業者や難民で溢れ、社会全体が疲弊していた。そのような状況で、たとえ僅かでも旗餉を受給することができた旗人にに対する漢人の視線はより厳しいものになっていた。

一方、『京話日報』が掲載する旗人の投稿にも五族共和のもので平等に関するものがある。旗人の何志新は「旗族之将来」という投稿文で、「中華民国は五族共和の國である。約法上は一律平等であり差別はない。まことによいことだ。しかし名義上は平等でもその実際の程度は不十分である。私の言うことが信じられないのなら、試に旗族の近況を証拠としてお見せしましょう」（29）と述べ、旗人の置かれている劣悪な環境を嘆いている。旗人の立場では、旗人が存亡の危機にある現状は、五族共和の平等が実現されていない状態であると認識されていた。この五族共和のもとでの平等をめぐる旗人と漢人の認識のずれは、少数民族に対する優遇政策は平等かという、現代にも通じる議論を含んでいる。多数派から見れば少数派に優遇政策が与えられるのは平等に反するが、少数派から見れば劣悪な環境にある少数派に優遇政策が与え

られないことが平等に反することになる。
社会全体が貧困化し失業者で溢れていた当時の北京では、旗人の立場は漢人から理解されず、自立できない存在という厳しい目で見られていた。そのようななかでも『京話日報』は旗人の投稿文などを通じて旗人の立場を代弁する数少ないメディアであった。

三 『京話日報』の記事から見えてくるもの 一八旗と清室、歩軍統領衙門一

1 生活の基盤としての八旗

旗人の生活は北京政府時期も八旗を基盤としていた。優待条件の規定により、旗人の旗籍から民籍への変更が自由となり、民国初年には旗人の改籍や冠姓・改名申請が流行した（30）。しかし、改籍していたのは公務員など安定した職業に就いて八旗コミュニティから離脱しても生活に支障のない人々であり、大多数の旗人は依然として八旗に留まつていた。八旗は旗餉支給、就職機会提供、学校経営など様々な役割があった。次の記事は八旗の学校運営に関するものであ

正紅旗蒙古旗署附屬高等学校と国民学校は創設から数年、成績は非常によい。最近は経費が不足しているため、校長常子受、教員侯繼卿、占詩農、白仁輔諸君は皆給料を半減して職務を尽くしている。正紅旗蒙古都統繼子寿〔継孫〕はこのことを知ると、印務章京の岳敬之に

命じて同校の不足分の経費を報告させ、何とかして維持するようになされている。「維持學務」正紅蒙旗署附屬高等小学校 国民学校 開辦數載 成績甚佳 近因経費不足 校長常子受 教員倭繼卿 占詩農 白仁輔諸君 皆減薪半尽義務 事務官旗繼子寿都護所聞 已飭印務岳 敬之 將該校所欠用款數目 開單呈聞 以便設法維持 (一九一六年二月二日一五七二号)

八旗の学校は 八旗衙門が經營し、当該旗の子弟たちに教育機会を提供するものであり、経費は旗餉から徴収されていた。清末には旗人の教育熱は盛んだつたが、民国期には貧困から旗人子弟が学校に通わなくなつたというが(31)、八旗の各学校では学費などを無料にし(32)、成績に応じて奨学金を出す(33)など、旗人子弟の学校離れを食い止めようとしていた。八旗の学校は、一九一〇年代までは經營が苦しいながらも職員の努力によって十分機能していたが、一九二〇年代になると経費を集めることができなくなり、経営を続けられなくなつていつた。

八旗各公立学校は前清時代には毎年学務處から経費五百両を支給されていた。民国成立後は京師学務局から班ごとに毎月十元の経費を支給されていたが、各校では経費の不足分は旗餉から工面していた。最近では旗餉の未払い分が三十か月以上にもなり、学務局からの経費も毎月支給されず、各旗の学校は困難が極点に達し、経営を続けられなくなつていて。おそらく数か月後には各旗の学校はみな經營を停止してしまうだろう。現在までにすでに

に約十分の六の学校が經營を停止している。「旗校勢將停辦」八旗各公立小学校 在前清之時 每年由学務處各領経費銀五百両 民國成立後 改由京師學務局 每月每班發給經費十元 各校不足之款 另由各該旗於旗餉款項下 酬予撥給 近年以來 旗餉積欠三十余余元 學務局之款 亦不能按月發給 所以各旗所立學校 困難已極 幾將不能支持 恐數月之後 各旗校勢將一律停辦 現在已經停辦者 約有十分之六 (一九二三年二月二日三九九七号)

この記事からは、旗餉の他には所有する不動産の賃貸収入などしか財政基盤のない八旗が、一九二〇年代に旗餉が滞るようになり急速に機能を低下させていった姿が窺える。

2 八旗と清室、歩軍統領衙門の関係

八旗の重要な役割の一つに、就業機会の提供があつた。旗人にとって重要な雇用機関だったのは清室と歩軍統領衙門である。清室と歩軍統領衙門(提署)は八旗と直接的な統屬關係にはないが、八旗を人材供給源としており八旗と密接な關係にあつた。次の記事は歩軍統領衙門の兵士の選抜に関するものである。

右翼司務公所は歩軍統領衙門の江朝宗の命を受けて、五月五日に衙門で當翼の兵を選抜する。各旗が予め咨送していた正黃、正紅、鑲紅、鑲藍の満蒙漢の役職に就いていない者たちは五月二日午前七時に北溝沿の第八中隊兵場で試験に備え、三日午前六時には引き続き

兵場で検査に備えるように。以上通知する。「當翼挑
缺」右翼司務公所現奉提署江統領令 定於五月五号在提
署挑補營翼兵缺 所有前經各旗咨送之正黃正紅鑲紅鑲藍
滿蒙漢閑散人等 均定於五月二号早七時 在北溝沿第八
中隊兵場預備考試 於三号早六時 仍在兵場預備驗看
該所已通知各 (『群強報』一九一三年四月二八日)

また、次の記事は清室の職員のポストに関するものであ
る。

清室の鑾輿衛衙門は正儀尉の欠員があれば、從来は各旗
から官品にあつた人員を送らせその中から選抜してい
た。現在該機關には正儀尉の欠員が七つあるが、其冠軍
は、從來の選抜方法によらずに、本機關の官員の子や甥
からの選抜に改めるように那王 (那彥國) に極力働きか
けている。「運動改革」清室鑾輿衛衙門 遇有正儀尉官
缺 向由各旗咨取対品人員揃補 現聞該處懸有正儀尉七
缺 有某冠軍打算不按旧章揃補 改由本署官員子姓選補
刻正竭力運動那王 (一九一八年九月二二日二四九一
号)

歩軍統領衙門も清室も欠員が出ると八旗から送られてきた
人員のなかから選抜していた。ただ、清室の職員の側ではこ
の慣例を改めて職員の親族から選ぶようにしてほしいと管理
鑾輿衛事務大臣のハルハ親王那彥國 (ナヤント) に働きかけ
ており、清室職員の生活が困窮し、ポストの確保に必死に
なつていていたことが窺える。

3 旗人の就業の場としての清室

清室は旗人にとって最大の雇用機關である。清室の被雇用
者は膨大で、内務府と附屬の宗人府、鑾輿衛、御前大臣處、
東西陵などの機關の官員や侍衛、蘇拉、太監、宮女など多岐
にわたっていた (34)。内務府大臣世統が大總統徐世昌に清室
の窮状を訴えた書簡によると、優待費から給与を支給されて
生活している職員及びその家族は數十万人に上るとい
(35)。『京話日報』は清室の報道に力を入れ、特に清室専門
の取材記者を配置し、宣統帝及び清室關係者の動向、清宮へ
の観見者などの情報を詳細に報道している。また、八旗の旗
餉と同様に、清室職員の給与の支給に関する記事も多数あ
り、重要な関心事であった。優待費の遅延により、清室職員
の給与支給が滞り、職員が内務府大臣世統に直訴したとい
記事もしばしば見られる。次にあげるのは一九一七年一二月
に侍衛たちが内務府大臣世統に給与の支払いを求めて直訴し
たという記事である。

侍衛が給与支払いを要求しているというのは前報で報じ
たが、十一日 上午十一時に侍衛常子元、徳輔臣、世義泉
等は内廷神武門で世統に謁見し嘆願書を手渡した。この
時中堂 (内務府大臣世統) は肩輿に乗っていたが、輿を
下させて嘆願書を受け取り、侍衛に言つた。「現在清室
の財政は逼迫しており、財政部は毎月僅かに経費十万両
しか清室に支給しておらず、これは常年経費四百万両の
三分の一にしか当たらず、各處の経費はみな規定数通り
に出すことができない」。各侍衛が申し上げるには、「私

たちの困窮がすでに頂点に達していることは、中堂も「存じのはずです、民国が経費を支給するかどうかは私たちは関係ありません、ただ中堂のお慈悲を請い何とかしていただきたいのです」。中堂は言つた。「必ずお前にちのためには方法を講じて急いでなんとかしよう」。〔再誌要傳 侍衛要求放俸 已誌前報 現聞十一日上半十一時 侍衛當子元 德輔臣 世義泉等進内廷神武門謁見世中堂遞稟兒 彼時中堂乘坐肩輿 即令落平 將稟帖接收向各侍衛說 現在清室庫款支給 財政部毎月僅交經費十萬兩 常年經費四百万兩 約在三分之一 以致各等處辦公經費 均不能如數發給 各侍衛稟道 職等困苦情形現在已到極點 中堂是知道的 民國交款如何 職等概不干涉 惟求中堂施恩 設法維持 中堂說我必給你們想法子趕緊辦〕（一九一七年二月一四日一二二四号）

一九一七年は府院の争いや張勲復辟が起り、政府は混乱のなかにあり、優待費の支給は滞っていた。復辟後の清室への批判的な世論もあり、優待条件の廃止や優待費の減額も議論されたが、政府は復辟と清室は無関係という清室の主張を認めて優待条件の修正は行わず、優待費の支給を再開している。

優待条件の擁護も『京話日報』の特徴の一つである。一九二三年三月には優待条件存続を訴える民間団体「国信維持会」の広告を掲載しているが、同団体の連絡先も『京話日報』社になつており、『京話日報』と近い人々によつて組織されたと考へられる。同団体は優待条件を「國家の信用」と

結びつけて存続を訴え、憲法に記載するように求めている。

民国の成立に、最も功績があるのは誰か。我が国民同胞が良心に従つて言うならば清室の遜位をあげるべきだろ。もし當時清室が政権を独占し、孤注一擲で漢陽を攻めて龜山を落としていれば停戦はなされず、民国の成立も容易ではなかつただろう。ただ隆裕太后が民の苦しみを忍びないと思い、毅然として詔書を下し政権を譲り、こうして共和の民国が出現した。国人は感激のあまり、功に報いるために優待条件を定め、中外に宣布した。これらの条件は民国が存続する間は承認されなくてはならないものである。『論語』〔顔淵〕に云う、古より皆死なり、民信なくんば立たずと。国としてどうして信が無くていられようか。思いがけないことに最近優待条件の取消を提議するものがあるが、これは國家の信用を損なうものであり、そうすれば五族共和は空言になり、誰も信用しなくなるだろう。我々は人心が動搖し、国際的な信用を失うことを恐れ、国信維持会を発足させ、清室条件を憲法に記載し、国の信用と基礎を固めらるよう、いつ何人も改修できないようにすることを主張する。もし良心により賛同する者があれば、ともに活動できれば幸いであるので本社に連絡してほしい。〔翁起国信維持会啓事〕民国成立。首功究竟為誰。想我國民同胞憑良心說一句總要推重清皇室遜位。假如當時清室把持政權。孤注一擲當日攻下漢陽。設使得了龜山。仍不停戰。則民国成立、也不能這樣容易。只因隆裕太后。不忍生靈

塗炭。毅然下詔。譲出政權。這纔有共和民国出現。國人感激之余。為酬功起見。始定出優待清室条件。宣布中外。此等条件。民國存立一天。都是要承認一天的。語云。自古皆有死。一國之大。豈能無信麼。不料近來有提議取消優待条件之說。這算不維持國家信用的辦法。那麼五族共和一句空話。誰人還肯信呢。同人等恐搖動人心。致失國際信用。因有國信維持會之發起。主張將優待清皇室条件列入憲法。無論何人何時。不得議及修改。以堅國信而固邦基。如有良心上之主張贊成者。請投函本報社。以便公同進行是幸。

發起人 姚錫光 劉英 延齡 許學源 李志愷 曾樹基

董小儒

贊成人 吳惟聰 劉文琳 陳銓 趙銓麟 趙漢民 李岷
揚于季竈 札爾霖

(一九二三年三月一三日四〇一〇号)

4 北京の治安と歩軍統領衙門

清室と並んで旗人にとって重要な就業の場だったのが、歩軍統領衙門である。前述のように歩軍統領は八旗と密接な関係にあり、歩軍統領の江朝宗、李長泰、王懷慶などは管理火器營事務など八旗関連の職を兼任していた。歩軍統領衙門の兵士は一万二千人で(36)、事務員や雜用係などを合わせれば更に大きな雇用があつただろう。

清初に創設され八旗と綠營から成る歩軍統領衙門は、城門の管理、犯罪者の逮捕、街道の警備など治安維持を担当する

ほか、困窮者のための粥配給所(粥廠)を運営したり、種痘を実施するなど都市行政も担つており、『京話日報』にも歩軍統領衙門に関する報道は多い。歩軍統領衙門は、二〇世紀初頭の警察の創設以降も、警察と併存して北京の治安維持を担当し、歩軍統領衙門と警察はともに旗人が多く採用されていたという。近代警察の創設については多くの研究者が注目しているが、民国期以降の歩軍統領衙門についてはほとんど研究されていない。だが實際は、歩軍統領衙門は北京の都市機能を考えるうえで、警察と同等かそれ以上の重要性を持つていた。

歩軍統領衙門は清代以来の構造をもち、警察とも機能が重複することから、警察の創設以降しばしば廃止論や改編論がおきていた。『提署改組消息』(一九二三年二月一日三九九号)によると、國務總理張紹曾は、「歩軍統領衙門は前清時代の古くからある機関で、民国の体制には合っていない」として、当該機関を京師衛戍總督署に改組する計画をたてていたという。一方、『順天時報』は歩軍統領衙門の廃止論に対して、「民國成立から十一年、北京の治安が守られてきたのは歩軍統領衙門の功績である」、「警察の力は薄弱である」、「地方の軍隊と違い、歩軍統領衙門は土着の兵士であり、商民に信頼されている」、「歩軍統領衙門が廃止されれば職を失った兵士の一家の老若は生活していくない。彼らは皆旗族であり、餓えと寒さのために亡国の恨みを思わずにはいられないだろう」と述べ、廃止に反対している(37)。また、『京話日報』も歩軍統領衙門の游緝隊の兵士について、「游緝隊

の軍紀は日頃から厳格である。一般的の隊兵は皆北京の住民であるため、軍律を守らない者はいない。もし給料の未払いをなくし、真剣に訓練すれば、必ず模範的な軍隊になるだろう」と評している(38)。当時、地方の軍隊が北京で住民に乱暴したり商店に金錢を要求したりするなどの事件が頻発しており、これらの記事からは、地方の軍紀の乱れた軍隊への反発と、それらと違い、北京の住民で構成されていたために住民と良好な関係だった歩軍統領衙門の治安維持機能への期待を窺うことができる。

5 兵士としての旗人

清末以降、旧来の八旗軍では内憂外患に対処できず、八旗は軍事組織としての機能を低下させ、旗兵は預備戦力的な位置づけになつていつた(39)。また旗人は腐敗堕落した無能な存在であるという先入観と、民国以降、多くの旗人が冠姓・改名したため旗人かどうか一見して判別できなくなつたために、旗人の兵士としての性質は忘れ去られていつた。だが、歩軍統領衙門の兵士として北京の治安を維持していたのは旗人たちであり、さらに警察や新式陸軍が創設される過程でも、多くの旗人が近代軍事機構へ編入されている。清末に創設された新式陸軍のうち、第一鎮(後の第一師)と禁衛軍(後の第十六師)は旗人を中心とした精銳部隊であり、これらの軍は張家口に駐屯して対モンゴル戦に動員されたり、南京に駐屯して第二革命を鎮圧したりしている。一九一三年七月の第二革命勃発に際して、政府は一度解散させていた

た第一師の旗人を再び召集した。

口北に駐屯していた京旗陸軍第一師の軍隊は、先に陸軍部に解散させられ続々と北京に帰つてきていたが、最近陸軍部は、解散させた兵士たちの多くが一昨年に武漢で最前線に立つた健兒で馮国璋軍統に従い何度も勝利してきた勇猛な兵士であり、現在用兵に際し、この精兵なくして叛党を鎮圧できないとして、すでに各旗に連絡して該隊の兵士を調査して陸軍部に送り派遣に備えさせていること。【查核退兵】駐紮口北之京旗陸軍第一師軍隊 前經陸軍部解散隊伍 業已相繼回京 頃聞陸軍部以該隊軍多係前歲武漢前敵之健兒 隨馮国璋軍統屢戰屢勝るとのこと。【查核退兵】駐紮口北之京旗陸軍第一師軍隊 前經陸軍部解散隊伍 業已相繼回京 頃聞陸軍部以該隊軍多係前歲武漢前敵之健兒 隨馮国璋軍統屢戰屢勝

頗為勇猛 現值用兵之際 非有此精兵 不能消弭叛黨
聞已行文各旗 詳細查該隊伍之士 咨行陸軍部聽候調遣】(群強報)一九一三年七月二七日)

この記事からは旗人の、堕落して兵士としては無能な存在としてではなく、最前線に立つ精兵としての姿が見えてくるだろう。旗人自身も自分たちの本分は兵士であるという意識を民国以降も持ち続けていた。一九一三年に管理値年旗事務都統睿親王魁斌が政府に代呈した八旗官兵たちの陸軍への志願文では以下のように述べている。

我々滿族は同じく国民であり、久しく軍籍にあり、國家を前提とし防衛に尽力することを天職としてきました。國家の危機(外モンゴル独立と第二革命を指す)の知らせを聞くたびに悲しみ憤らないものはありません。国民として幸福を享受する者は国家の分子であり、この時局

を座視することはできません。國に報い敵を迎へ撃ちた
いと思います。「我滿族同様國民、久隸軍籍尤當以國家為
前提竭力捍衛藉尽天職、是以每聞警報传来、無不痛心疾
首、既同享國民幸福即為國家分子、當此時局斷難坐視、
報効情殷枕戈以待」(40)

この文には、彼らの兵士としての自負と國民の一員として
認められたいという願望が表れている。また生活苦のため
に兵士になつて安定した收入を得たいという事情もあつただ
ろう。戦死する旗人も多く、一九一八年六月の記事による
と、戦死した旗人一〇六人に単金六二四五元が支給されてい
る(41)。旗人には、自分たちの本分が兵士であるという意識
と軍事を担つて國の防衛をしてきたという自負があつたた
め、漢人に傭かずして食べているだけの存在と批判されること
は堪えがたいことだつた。現代の滿族の学者金啓孫(一九一
八—二〇〇四)は、以下のように述べて漢人社会で批判に晒
されてきた旗餉で生活する旗人の立場を代弁している。「清
代には各民族は職業を分業していたのであり、旗人は徵兵
制、漢人は募兵制で、旗人の負担が一番重かつた。子供は生
まれると「養育兵」になり、成人すると祖國を守るために戰
場で戦い、多くが戦死していった。彼らが大きな犠牲を払つ
たからこそ國內の平和と社会の秩序が守られ、農、工、商、
士はそれぞれの仕事ができたのである」、「旗人が軍餉で生活
することを擡取というのは完全な民族偏見である」(42)。

『京話日報』の記事は、北京政府時期の北京の旗人社会の
実態を生き生きと描いている。そのなかで注目すべきは、旗

人の生活は依然として八旗を基盤としていたということ、そして清室及び步軍統領衙門が旗人の生活と密接な関係を持つていたということである。從来、前時代の遺物とみなされ注目されてこなかつた八旗、清室、步軍統領衙門などは同時期の北京という都市を再考するうえでも重要なファクターである。また、旗人は兵士としては無能だという先入観によつて旗人の軍事的役割は見過されてきたが、實際には新式軍隊や警察などに多くの旗人が編入されており、軍事史を再考するうえでも旗人という視点は重要な手がかりを与えてくれるだろう。

おわりに

『京話日報』は旗人を主な読者層とする白話報であり、旗人関連記事や旗人からの投稿文を掲載し、彼らの主張を代弁する数少ないメディアだつた。『京話日報』の記事を通じて旗人の生活を分析すると、政府が優待条件の規定に従い旗餉の支給を継続していたにもかかわらず旗人の困窮が進行していくた原因を理解することができる。旗人を苦しめていたものは、一つは八旗内部の対扣であり、もう一つは政府の金融政策のあおりを受けた紙幣価値の暴落であり、旗餉を受け取つても価値が半減するという事態になつていて。旗人は清代には兵士となることを期待され他業種に就くことを禁止され、旗人自身も自分たちの本分は兵士であるという自負を持つてゐたが、その固定性ゆえに他業種の経験・技能が不足し、転業して安定した職を得ることは非常に困難だつた。その結

果、民国以降に転業を迫られた時に、多くが低収入の肉体労働者などにならざるを得ず、都市の低所得者層を形成した。旗人の立場では、「工具を奪われ、農民が田を奪われた状態」であるが、漢人からは、自立できない無能な存在として見られ、理解されないというジレンマを抱えていた。一方で、一部の旗人は軍隊や警察に編入され、北京や地方の治安維持を担つたが、冠姓・改名により一見して旗人と判別できなくなつたため、これまで研究者からは注目されてこなかつた。

旗人は辛亥革命以降も八旗を生活基盤とし、八旗衙門に管轄され、清室や歩軍統領衙門を就業の場とするなど、清代以来の社会構造を維持し、清代との連続性が頗著であつた。政府は優待条件を履行し、旗餉や清室優待費を支給していくが、一九二〇年以降は政情不安や軍閥内戦によつて北京は難民の流入、失業者の増加などが深刻化する。政府の財政はさらに悪化し、公務員や教員、軍警関係の給与すら滞るようになり、旗餉や清室優待費の定期的な支給は不可能になつていつた。社会全体の貧困が深刻化したことによつて、社会は余裕を失い、旗人や清室への視線はより厳しいものになつていつた。一九二四年一一月の馮玉祥による優待条件の一方的修正は、実質的には旗人社会の切り捨てであつた。清室の紫禁城退去や歩軍統領衙門の廃止によつて、大量の旗人が失業し、街は困窮者で溢れたといつて（⁴³）。旗餉も一九二四年以降停止し、八旗は以降も存続はするものの財源を失い機能を停止させていつた。優待条件修正に対して、滿族同進会、蒙古

聯合会などは五族共和が損なわれたと批判しているが（⁴⁴）、彼らの立場では、優待条件は民国の「國家の信用」に直結しており、優待条件が一方的に修正されたことは、それが損なわれたのと等しく、民国への不信感を募らせることになる。

『京話日報』が映し出した清末民初の北京社会は、立憲改革と社会改良に昂揚していた清末から、清代との連続性が強かつた一九一〇年代、危機を迎えるとしていた一九二〇年代初頭であり、本論文が取り上げた一九一〇年代から一九二〇年代初頭は八旗が機能していた最後の時代であつた。旗人の貧困化により旗人を主な読者層とする『京話日報』の経営が悪化したことは想像に難くなく、『京話日報』が一九二三年に停刊していることは、八旗の歴史が終焉に向かつていたことを象徴している。一九二四年の北京政変で、旗人社会は清代以来の社会構造を大変動させる衝撃を受け、一九二八年に北京政府が滅亡すると、八旗もその歴史を終える。八旗といふいう廻り所を失つた旗人たちは、過去に八旗に所属していたという記憶とアイデンティティを頼りに滿洲族を構成していくが、八旗崩壊後の滿洲族アイデンティティの確立については、今後の課題としたい。

注

- (1) 劉小萌は、旗族は清末に出現し民国初期に流行した呼称であるが、八旗が消滅して以降は見られなくなるため、旗族の呼称の誕生をもつて現代の滿族の誕生とすることができないとしている（劉小萌『清代北京旗

- 人社会』中国社会科学出版社、1998年、八四一頁)。
- (2) 近年では満漢関係等を手掛かりに清末民国時期の旗人・滿族を分析する研究が現れています。Edward J. M. Rhoads, *Manchus & Han: Ethnic Relations and Political Power in Late Qing and Early Republican China, 1861-1928*, University of Washington Press, 2000. 戴迎華『清末民初旗民生存状態研究』人民出版社、1991年。
- 常書紅『辛亥革命前後の満族研究—以満漢関係為中心』社会科学院文献出版社、1991年。
- (3) 代表的な研究としては、八旗王公の旗地所有と解体を分析した楊學琛、周遠廉『清代八旗王公貴族興衰史』(遼寧人民出版社、1986年)、旗地の解体と新闢地・住居の台頭を明らかにした江夏由樹の研究(Yoshiki Enatsu, *Banner Legacy: The Rise of the Fongjian Local Elite at the End of the Qing*, Center for Chinese Studies, The University of Michigan, 2004) 等がある。
- (4) 旗人への聞あ取り調査に基づくオーラルヒストリー的歴史叙述を試みた代表的な研究として定宜庄『最後の記憶—十六位旗人婦女の口述歴史』中国広播電視出版社、一九九九年等がある。
- (5) 『京語日報』研究の代表的なものには以下があります。楊軍『啟蒙的新形態—晚清啓蒙運動中の『京語日報』』『中國文學研究』1993年二期。賈艷麗『京語日報』与19世紀初年国民運動』『清史研究』1990年。
- (6) 刘大先『清末民初北京報紙与京旗小説的格局』『満族研究』1998年二期。
- (7) 抽稿「中華民国北京政府時期清室、宗室、八旗与民國政府的關係」中国社会科学院近代史研究所政治史研究室編『清代満漢関係研究』社会科学院出版社、1991年。
- (8) 『京語日報』では「紹介慈善」として困窮者の情報をお掲載し、それを見た慈善家から寄付された金銭や食料、衣服などを困窮者に分配するという活動を行っています。だが、そのなかには救済を求める旗人からの投稿が多数見られる。例えば一九二六年一月二七日一五六三号では「婦旗王張氏 四十九歲殘廢無双足四口凍餓」、[崇山] 前充庫役現無事五口俟餓」、「色京圖 前清度支部郎中被裁夫婦二人家私壳尽每日俟餓」、「旗婦福李氏 凍餓不能行動」、「崇陞 前清世職四口凍餓」、「海亮 護軍年老被裁無衣食」、「旗人德恒額 五口無餉俟餓」等が掲載されています。新聞による困窮者情報の掲載と寄付の募集は『順天時報』など他紙にも見られるが、『京語日報』では困窮者の掲載人数が非常に多く、

貧困対策に力を入れていて特徴がある。

- (9) 当時の北京の人力車夫には多くの旗人がいたといふ。北京の人力車夫については、David Strand, *Rickshaw Beijing: City People and Politics in the 1920s*, University of California Press, 1989 を参照。
- (10) Sidney D. Gamble, *Peking: A Social Survey*, George H. Doran Company, 1921.
- (11) 旗族問題五種叢書遼寧省編輯委員会編『満族社会歴史調査』遼寧人民出版社、一九八五年、八五頁。同書は『清史稿』兵志一が挙げる清末の職員六六八〇人、兵丁十二万三〇九人という数字から、一世帯五人計算で六十三余人と推定し、民国初期の旗人が提出した請願書でも兵士家族合わせた人口を六〇余万としている。とかく京旗の人口を六〇余万人と推定している。
- (12) 『群強報』一九二〇年一月二十五日。
- (13) 『群強報』一九二〇年六月十八日、九月二十四日。
- (14) 『旗人擬向公府索餉 男女聚衆数千人』、『順天時報』一九二一年一月二一日。
- (15) 前掲『満族社会歴史調査』、八九頁。
- (16) 〔北京満洲（正紅旗）〕民国七年七月份弁兵等餉銀津貼表】前掲『満族社会歴史調査』、二四頁。
- (17) 「良心何在」一九一八年二月一九日二二八〇号。
- (18) 「都統被控」、『群強報』一九一四年三月一日。
- (19) 「整頓旗務」一九一八年四月四日二二二一四号。〔対扣兵餉〕一九一八年四月五日二二二一五號。
- (20) 「旗警難除」一九一八年八月六日二四四五号。〔三三誌 押餉〕一九一八年九月二九日二四九八号。
- (21) 「上書要僉」一九一八年一月二八日二五五六号。
- (22) 味園徹「袁世凱政府の財政破綻と兌換停止令」、増淵龍夫先生退官記念論集刊行会『中国史における社会と民衆—増淵龍夫先生退官記念論集』、汲古書院、一九八三年所収。
- (23) Roads, *op.cit.*, pp. 257-258.
- (24) 「要求搭現」八旗各都統等 因中交鈔価格跌落 日前特在值年旗會議 要求政府將八旗兵丁等月餉 搭放現洋五成 聞已上書國務院了」、一九一八年九月二二日二四九一號。
- (25) 楊曼青「替窩窩頭請命」、『群強報』一九一九年一二月二七日二六四七號。
- (26) 何志新「旗族之将来」…今既因於生計 罷職遠圖 加以畢業中学者 亦不過充八元之警士而已 誰又肯擲若許金錢光陰以從事哉…」一九一八年一月二七日二五五五号。唐子安「生活程度与能力」…當巡警的每月連加薪閏上十元八元的 還搭三成鈔票 真有八口之家 該處當怎麼活着呀…」『群強報』一九一九年四月二六日。
- (27) なお、吳梓箴自身も現状への絶望から、一九一八年一月に『京話日報』経営陣の一人梁濟（哲学者梁漱溟の父）の自殺の後を追い積水潭に身を投げて自殺している。また、それに先立つ一九一八年五月には『京

- 『話日報』創刊者の彭翼仲が自殺未遂を起こしている。
相次いだ『京話日報』幹部の自殺・自殺未遂について
は、韓華「梁濟自沈与民初信仰危機」「清史研究」二
〇〇六年第一期。楊早「京話日報」の啓蒙困境——以
梁濟等人自殺為中心」『中国図書評論』二〇〇九年八
期等を参照。
- (28) 東郊馬笠農投稿「旗族今昔感言」、『群強報』一九二
〇年六月一四、一五日。
- (29) 何志新来稿「旗族之将来」一九一八年一一月二七日
二五五五号。
- (30) ただし、民籍に変更する改籍と、生活上の不便から
漢人風の姓を名乗る冠姓、漢人風の名前への改名とは
同一ではなく、冠姓・改名のみで改籍しない例も多
い。
- (31) 何志新来稿「旗族之将来」一九一八年一一月二七日
二五五五号。
- (32) 正白滿洲公立学校では学費のみならず、書籍、体操
着など一切の費用を無料にしている。「学校招生 育内
竹竿巷 正白滿洲公立学校 拡充学額 添招高等班三
十名 初等班三十名 書籍学費操衣 一概不取分文
三月三十一日 停止報名 四月一日在本学校考試」、
一九一八年三月一八日二三〇七号。
- (33) 一獎励学生麻白旗滿洲 瑞裕如都護 (瑞豐) 日前
赴該旗附設国民学校 親自考驗学生成績優劣 分為四
級 計獎金一元五角 一元五角 三角不等 勉以專

話日報」創刊者の彭翼仲が自殺未遂を起こしている。
相次いだ『京話日報』幹部の自殺・自殺未遂について
は、韓華「梁濟自沈与民初信仰危機」「清史研究」二
〇〇六年第一期。楊早「京話日報」の啓蒙困境——以
梁濟等人自殺為中心」『中国図書評論』二〇〇九年八
期等を参照。

(34) 心向学力向進歩 一九一八年七月二九日二四三七号。

清室の被雇用者は旗人が多いが、旗人のみではない。
例えは太監は旗人ではない。

(35) 「致徐大總統公函」一九一〇年三月、『内務府公函文
稿』、『内務府檔案文獻匯編』全国図書館文獻縮微複製
中心、二〇〇四年、三六一五頁。

(36) 「經費難減」、『群強報』一九一九年八月二二日。

(37) 「裁提署之伝聞」、『順天時報』一九二三年一月三〇
日。

(38) 「游縫隊將改編」一九二三年二月三日三九九八号。

(39) 民國時代でも八旗旗官は陸軍部管轄の軍隊であり、
有事の際には動員されていたようだ。安直戦争時には
歩軍統領配下の火器營の旗兵が北京の城門警備に動員
されている。「城上撤兵 提署王統領 昨令所有各門
城上加派之外火器營官兵 着即撤回 仍帰原營駐守
聞係因地面安靜 故皆撤去 恢復現状」(『群強報』一
九二〇年八月一二日)。また、旗兵の選抜基準は、清
代には国語騎射といわれるよう満洲語能力と弓矢に
よる射撃だったが、民国時期は空氣銃による射撃と
なつており、装備の近代化がみられる。「大撥兵缺
正紅漢副都統希公 (希璋) 五日辰刻進署 在箭序挑
補兵缺 計領催十二缺 馬甲二十九缺 敷爾布十五缺
養育兵二十二缺 均照部章擬補公挑之缺 以汽槍中
靶多寡為定 甚屬公允」、一九一八年六月七日二三八
七号。

- (40) 「管理值年旗事務都統和碩睿親王魁斌等呈大總統據
情代請揀選旗營兵丁隨同陸軍出征恭候批示祇遵文並
批」，《政府公報》一九一三年九月二日四七七號。
- (41) 「傳頒卹金」一九一八年六月二二日三三九二號。
- (42) 金啓探「金啓探談北京的滿族」中華書局，二〇〇九年
年，八頁。
- (43) 「遍滿京華之貧民，忽增一萬三千餘人」，《北京日報》
一九一四年一二月八日。
- (44) 「滿蒙協進會等致張作霖呈文」一九一四年一二月、
中國第一歷史檔案館「溥儀出宮後圖謀恢復優待條件史
料」，《歷史檔案》二〇〇〇年一期。「蒙人反對修改清至
優待條件」，《大公報》（長沙）一九一四年一二月二三
日。